平成２５年（フ）第７号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形1011番地７
債務者　下条　孝好
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第９号
埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川619番地６
債務者　我妻　兵一
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１４号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪945番地　アルペジオ嵐山203
債務者　田中　弘紀
１　決定年月日時　平成25年１月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１２４５号
千葉市中央区椿森６丁目７番13号グランメールサイドⅠ―201号、住民票上の住所埼玉県入間郡毛呂山町前久保南３丁目６番地16
債務者　石井　　賢
１　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２９３号
千葉県船橋市海神町南１丁目1452番地１　コージースクエア西船橋706号
債務者　三橋　明美
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５８号
千葉市花見川区浪花町907番地42
債務者　高田　晴乃
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１５７号
千葉県富津市数馬323番地
債務者　小柴　　衛
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４２号
千葉県旭市溝原453番地
債務者　髙木恵美子
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第２４５３号
名古屋市千種区青柳町７丁目51番地　吉田荘北
債務者　坂﨑　聖貴
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７１号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿東海町77番地
債務者　竹中　秀明
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４８２号
高知市一宮西町１丁目８番20号　第一北村荘
債務者　川村　静雄
１　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４８８号
高知県土佐市蓮池479番地３　山崎アパート２階東
債務者　林　　結加
１　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４８９号
高知県香美市土佐山田町宝町５丁目４番32号　メイプルハウス102号室
債務者　堀川　美樹
１　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２号
熊本県八代市鏡町両出1324番地２　202
債務者　村山　由理
１　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１３６９号
東京都国分寺市並木町１丁目30番地５ソシアル並木101
債務者　保土原　和（旧姓森本）
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４１号
熊本県人吉市下戸越町1058番地１　西瀬023棟202号
債務者　橋口　利奈（旧姓須恵）
１　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第１２９５号
東京都町田市成瀬台３丁目８番地12ＪＯＹ　ＨＯＵＳＥ304
債務者　神藏　功一（旧姓青木）
１　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部